コンプライアンス

基本的な考え方

artienceグループのコンプライアンス活動は、「社員一人ひとりがコンプライアンスを考えることが重要である」という考えのもと、日常業務を通してコンプライアンスに関する議論を重ねていくことにより、法令遵守に対する意識が着実に浸透している状態を目指しています。

2024年1月の社名変更と理念の変更に合わせてサステナビリティ関連方針・ガイドラインの再整理を進め、社会の変化も踏まえながら当社グループの姿勢や取り組みを明確にした内容に改定しました。従来、コンプライアンス活動の中で解説資料として用いてきた「ビジネス行動基準」は「倫理行動規範」として再編し改定しています。

WEB 「コンプライアンス活動方針」については、当社ウェブサイトの「サステナビリティ＞ガバナンス＞コンプライアンス」に掲載しています。

WEB 各種方針については、当社ウェブサイトの「サステナビリティ関連する方針・指針」に掲載しています。

コンプライアンス体制

サステナビリティ委員会のコンプライアンス部会が主体となり、コンプライアンス活動の企画・コンプライアンスに対する考え方の発信や、法令などの教育を全社的に行っています。また、各拠点のコンプライアンスリーダーが中心となって、日常業務に関わるコンプライアンスについて意識を高めるための機会を積極的に設けています。

■コンプライアンス体制（2024年度）

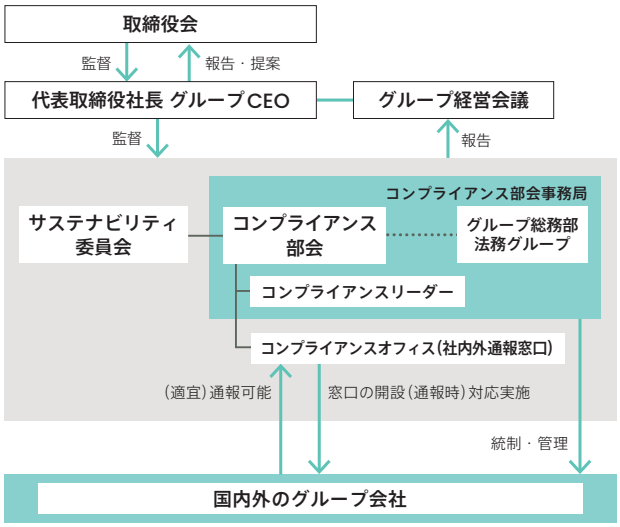

※P.65の「サステナビリティ推進体制（2024年度）」から抜粋・加筆

内部通報制度

コンプライアンスに関する相談・通報窓口として、社内外にコンプライアンスオフィスを設置するとともに、「コンプライアンスオフィス運用規程」を定め、相談・通報窓口の公正かつ適正な運用を図っています。法令違反行為（贈賄などの腐敗行為、独占禁止法違反行為などを含む）および社内規程違反行為を中心に相談・通報の対象としています。窓口に寄せられた相談・通報に基づき事実関係を調査し、問題発生の懸念があれば、速やかに対策を講じています。また、相談・通報者の保護と秘密保持に最大限配慮しています。なお、2023年度のコンプライアンスオフィスへの相談・通報に関して、重大なリスクにつながるものはありませんでした。

2023年度の主な活動

・上期コンプライアンス拠点ミーティングの開催（3～6月）
グループ共通の資料をもとに国内で拠点ミーティングを開催（3,386名参加）し、新たなコンプライアンス課題の抽出と解決策の策定・実行を推進しました。

・コンプライアンス強化月間を10月に開催
国内で各拠点ミーティングを開催（3,479名参加）し、各拠点で抽出された課題への対応状況や新たなリスク発生の確認・検討を行いました。また、海外では各言語に翻訳したコンプライアンスの解説資料（海外で起こり得る事例や腐敗防止についての教育内容などを含む解説資料）を海外関係会社の全駐在員に送付するとともに、現地スタッフを含めた拠点ミーティングの開催を依頼し、啓発強化を行いました。

・コンプライアンス教育
〈各階層・職務に合わせたプログラム〉
新入社員向けコンプライアンス講習会（年1回開催）
海外赴任前研修（年2回開催）
〈テーマ別プログラム〉
独占禁止法講習会（全11回開催、408名参加）
下請法講習会（全16回開催、272名参加）

・誠実な組織づくりを目的としたコンプライアンス監査
2023年度は、公正取引委員会が過去公表したQ＆Aをもとに、下請法を遵守した取引を実施しているかに関するアンケートを下請法対象取引が発生する全グループ会社に実施しました。結果として、違法な取引は確認されませんでした。

・海外法務リスクへの対応
海外拠点でも、内部通報窓口を設置のうえ、現地スタッフへの継続的な周知を行っています。また、中国においては「贈収賄禁止規程」に基づき半期に一度、現地の運用状況を確認しています。